

地域組織会長 殿

毎々の会務遂行並びにご協力深謝いたします。

さて、明日(4月1日)から消費税の「総額表示」が義務化されますが、歯科技工所の対応に関しましては総額表示義務の対象ではありません。

つきましては、本件に関する関係文書を送付いたしますのでご確認の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本文書の紙媒体送付を希望される場合には事務局までお知らせください。

公益社団法人日本歯科技工士会

歯科技工所管理担当

常務理事 下澤正樹

担当事務局 壁谷